

## 令和2年第4回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和2年12月3日(木曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番	今井 健児	2番	芝間 教男	3番	中島 健男
4番	中村 茂弘	5番	今井 英昭	6番	森澤 文王
7番	今井 清	8番	村田 桂子	9番	田中 三江
10番	滝沢寿美雄	11番	榎本 真弓	12番	森本 信明

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	両角正芳	副町長	小平春幸	教育長	塩澤勝巳
総務課長	齊藤明美	町民課長	荻原義行	企画課長	竹重和明
教育次長	市川正彦	建設環境課長	篠原英男	農林課長	櫻井 豊
観光課長	今井一行	会計管理者	羽場厚子		
たてしな保育園長	山口恵理	庶務係長	田口 仁		

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	羽場雅敏	書記	伊藤百合子
--------	------	----	-------

1. 会議録署名議員の指名

9番	田中 三江
10番	滝沢寿美雄

散会 午前11時49分

(午前10時00分 開会)

**議長（森本信明君）** おはようございます。本日から、12月定例会が始まります。議員各位におかれましては、会期期間中慎重審議をよろしく申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症への対応のため、簡潔な説明などによる会議時間の短縮に配慮願います。なお、本定例会では、マスクの着用としますので、よろしく申し上げます。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンに議場固定カメラから町長招集の挨拶までの取材撮影及び生中継、広報たてしなの取材撮影、信濃毎日新聞社の取材をそれぞれ許可してありますので、ご了承願います。なお、本会議の一部については、蓼科ケーブルビジョンで生放送も行いますので、ご承知ください。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第4回立科町議会定例会を開会します。

これから、本日12月3日の会議を開きます。本定例会に出席を求めた説明員は、理事者、関係課長です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

訂正をお願いします。令和2年度第4回立科町議会定例会議事日程の第1号、本日の令和2年の9月3日となっておりますが、令和2年12月3日に訂正をお願いします。よろしく申し上げます。

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

**議長（森本信明君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を議長において行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、9番議員、田中三江君、10番議員、滝沢寿美雄君を指名します。

#### ◎日程第2 会期の決定

**議長（森本信明君）** 日程第2、会期の決定を議題とします。会期については、田中三江議会運営委員長より報告願います。田中三江議会運営委員長、登壇の上、報告願います。

〈9番 田中 三江君 登壇〉

**9番（田中三江君）** 議会運営委員長の田中です。

会期の検討結果について、ご報告をいたします。

会期につきましては11月19日議会運営委員会を開催し、令和2年第4回立科町議会定例会の会期、議事日程、案件の取り扱い方法など、議会運営について検討した結果、本定例会に提出される案件の状況から、会期は本日12月3日から12月14日までの12日間とすることが適当との結論に達しましたので、ご報告申し上げます。

**議長（森本信明君）** お諮りします。ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本定例会の会

期は、本日から12月14日までの12日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日12月14日までの12日間と決定しました。

会期日程の説明をお願いします。羽場事務局長。

**議会事務局長（羽場雅敏君）** 本定例会の会期日程を、議会運営委員会の検討結果に基づき説明いたします。本日、12月3日は、会期の決定、町長招集の挨拶、諸般の報告、議案の上程、提案説明を行います。

本会議終了後、第1委員会において、議会だより編集委員会を開催します。

2日目、4日は午前10時に開会し、議案の質疑を行います。質疑終了後、各常任委員会に議案の付託を行います。本会議終了後、第1委員会室において、全員協議会を開催します。

3日目、5日、4日目、6日は、休会です。

5日目、7日は午前10時に開会し、一般質問を行います。

6日目、8日は午前10時に開会し、一般質問を行います。

7日目、9日は午前9時から第1委員会室において、社会文教建設常任委員会を開催し、付託案件の審査を行います。

8日目、10日は午前9時から第1委員会室において、総務経済常任委員会を開催し、付託案件の審査を行います。

9日目、11日は委員会予備日です。

10日目、12日、11日目、13日は休会です。

12日目、14日は午後1時30分に開会し、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、議案の採決などを行い、閉会とします。本会議終了後、全員協議会を開催する予定です。

以上です。

### ◎日程第3 町長招集のあいさつ

**議長（森本信明君）** 日程第3、町長招集の挨拶、両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

**町長（両角正芳君）** おはようございます。本日ここに令和2年第4回立科町議会定例会を招集しましたところ、議員皆様にはご出席を賜り、まことにありがとうございます。

師走に入り、1年の締めくくりの時期となりました。今年こそは、災害のない、安心安全で平穏な1年であってほしいと願いながら、台風被害を受けた諸施設について復旧工事に取りかかった矢先、今なお、収束の見えない新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止という大きな難題を突き付けられました。町行政として、町民皆様の命

と健康を守るため、町長メッセージを発信しながら、感染防止対策を講じてきたところであります。

また、町民皆様の生活支援や事業者皆様の経済支援につきましても、国県の支援策を明示しながら、即効性ある町独自の支援策を町商工会や観光協会と連携しながら行ってまいりました。第3波ともいえる感染拡大状況が続いており、当町でも感染者が出ております。町民の皆様には、マスクの着用、手洗い、手首の消毒、身体的な距離の確保など、3密を避けた日々の行動と、長野県が示す感染拡大地域との往来は、できるだけ避けていただくようお願い申し上げます。

さて、今年も余すところ1か月あまりとなりました。国政においては、長期政権を担われた安倍総理が健康面を理由に退陣され、新たに菅総理が誕生いたしました。菅総理は、所信表明演説で、新型コロナウイルス対策と経済の両面を最優先に、可能な限り、可能な対策を躊躇なく打っていく。これまでの各分野の改革を検証し、新たにデジタル社会やグリーン社会の実現など、次世代につなげる政策を積極的に推し進めていくと表明されました。

また、景気動向に目を向けますと、歴史的な超低金利化で運用の行き場を失ったマネーが株式市場に急激に流れたと言われていますが、足元では、コロナ感染拡大が収まらず、失業率が高止まり状況で、実態経済とのずれが大きく、市場の先行きに不透明感が伴うとの新聞報道がありました。日銀松本支店長は、「先行き予測が難しい、感染対策と経済雇用対策のバランスをどう取るかがポイントだ」と述べておられます。当町においては、国のコロナ経済対策の取組を注視しながら、町として対応可能な支援策があるのか見極めながら検討してまいりたいと考えております。

本年度も仕上げの時期となりました。年度後半の主な事業の進捗状況を申し上げます。総務関係では、本年合併65周年の節目の年を迎え、11月13日にコロナ感染防止対策を講じながら、記念事業を実施いたしました。

また、懸案の役場庁舎のエレベーター設置工事が完了し、10月23日の始動式を経て始動を開始しました。

観光関係では、最重要課題として位置づけてきました索道事業の経営改善に向けた取組として、指定管理者制度の導入を進め、檜山スノーテック株式会社を指定管理者と指定した議案が7月28日の議会臨時会で議決され、この次のシーズンから民間手法を取り入れた索道事業がスタートしました。コロナ禍の影響もあり、しばらくの間、結果に一喜一憂することなく、白樺高原の観光のシンボルとして見守りながら、民間の経営手腕に期待するとともに、地域皆様や関係機関とも連携しながら、高原エリアの活性化を図ってまいります。

農林業関係では、町道夢の平線沿線の森林景観の保全を目的に観光地魅力向上森林景観整備事業を実施し、観光地のイメージアップを図りました。松くい虫防除対策として松林健全化推進事業により、伐採駆除等を実施中で、2月中には事業を完了する

予定であります。

災害復旧事業は、繰越事業、2年度事業ともに、ほぼ発注済みではありますが、コロナ禍の影響による建設資材の確保等の問題もあり、工事の進捗状況に遅れが生じる可能性もありますが、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

建設環境関係では、継続事業の社会資本整備総合交付金事業の町道五本木線の拡幅改良工事が最終年度を迎え、地元とも調整を図りながら、年度内完了を目指し、事業を進めております。その他、町内事業者への経済支援として、町商工会と連携した立科プレミアム商品券事業も実施中であります。

さて、12月は令和3年度の当初予算編成期であります。先月16日の予算編成会議において、私の編成方針を示したところであります。人口減少に歯止めがかからない状況が続いておりますが、一方では、コロナ禍によって都市部から地方への移住希望者が増加傾向にあり、特に長野県内への移住希望者が多いとの情報も寄せられています。テレワークやワーケーションなどの仕事や余暇の過ごし方が、今後進む可能性が高いと感じており、移住・定住増のチャンスと捉えています。そのためには、空き家対策を含めた居住環境の整備や、子育て世帯に対するきめ細やかな支援策などを講じていく必要があると考えます。

このような背景から、令和3年度の重点指針は、2年度の3つの重点指針の継続と、新たに温暖化対策、CO<sub>2</sub>削減等にもつながる、環境に優しいまちづくりを加えた4つの重点指針を基本に据えて、必要な施策を展開してまいります。継続する重点指針1つ目の、住んでみたい、生み育てたいと思えるまちづくりでは、きめ細やかな子育て支援、住環境の整備と定住、移住の促進、テレワークの強化、奨学金制度の創設などが主な施策であります。

2つ目の安心安全で持続可能なまちづくりでは、コロナ対策、防災、減災対策、介護予防の充実、安心安全な水源の確保など、3つ目の豊かな資源を生かしたまちづくりでは、農林資源を活用した産業振興、観光地の魅力向上に資する景観整備、遊休荒廃農地の解消と特産品開発等であります。そして、新たに加えた4つ目の重点指針は、環境に優しいまちづくりであります。ごみの減量化、町有林野と里山の整備促進、環境に配慮した再生可能エネルギーの推進などが主な施策であります。いずれも第5次立科町振興計画の後期基本計画や農業振興ビジョンとの整合性を図りながら、予算編成することといたしました。

新型コロナウイルス感染拡大によって低迷する地域経済のV字回復は望みにくく、先行き不透明な状況下であります。税収の落ち込みが避けられない中、ふるさと納税の返戻などにさらなる工夫を凝らし、自主財源の確保に努めてまいります。歳出においては、事務事業の見直しと効率化に努めるとともに、補助事業の活用や有利な起債がないか、常に情報を収集しながら、歳出抑制に努めてまいります。新規事業や既存事業の拡充においても、その必要性や費用対効果を十分精査し、予算化してまいりま

す。

公募による町民参加の立科町まちづくり創生会議は、コロナの感染拡大により、会議開催を見合わせていましたが、公共施設の中で先行したご議論をいただき、ご提言願う件を除き、令和3年9月末まで期間を延長し、十分な研究、検討をいただき、提言くださるようお願いしたところであります。

開催が1年延期となりました東京オリンピック・パラリンピックが、来年の夏開催される予定であります。当町がホストタウンになっておりますウガンダ共和国の陸上競技中長距離種目の選手受入れについては、コロナ禍の影響はありますが、事前合宿の日程等を調整しながら、必要な準備を進めてまいります。メダル獲得も期待される選手たちを応援しながら、交流を深め、立科の子供たちが、国際感覚を養うよい機会となることを期待し、招集の挨拶といたします。

続きまして、9月定例会以降の町長諸般の報告につきましては、主なものを申し上げ、その他につきましては、お手元に配付をさせていただきましたのでご覧ください。

9月23日、今年度100歳6名、99歳5名を迎える11名の皆様に訪問し、ご長寿のお祝いを申し上げてまいりました。例年、町主催の敬老会を開催しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、本年度は、中止といたしました。70歳以上2,098名の皆様方には、ますますお元気でご活躍されますことを祈念するものであります。

9月30日、まちづくり創生会議、連絡会議を開催し、コロナ禍で開催を見送っておりました創生会議の再開を決定するとともに、会議の終了時期を、先ほども申し上げましたが、来年9月末までといたしました。これにより、各部会の会議は、随時開催されております。

10月8日、台風14号の接近に備え、対策会議を開催し、昨年の台風19号による被害箇所等の点検や、避難所設置準備を指示いたしました。幸いにも当町には被害が及ばず、安堵したところであります。

10月20日、町村会第31回定例総会に出席し、令和元年度会計の決算認定ほか、国県に対する重点提案及び要望事項を確認いたしました。

11月13日、合併以来65年を経過し、コロナ禍により規模を縮小した中で記念式典を開催し、時代を担われた先輩所見また町民の皆様に敬意を感謝を申し上げるとともに、立科町の振興発展にご尽力いただきました23名の皆様へ賞状を授与行いました。

11月18日、新型コロナウイルスの感染症が当町で確認されましたことに伴い、町長メッセージを発信するとともに、改めて人権への配慮を町民皆様へお願いをいたしました。

以上、町長諸般の報告といたします。

次に、本議会に上程しております議案の概要を申し上げます。

提出しております案件は、専決処分の承認を求めるもの1件、条例の制定2件、改

正6件、令和2年度補正予算5件です。

初めに、承認第11号は、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例改正について。長野県人事委員会が勧告した今年度の地方公務員給与について、県に準じ条例改正を専決処分により行いましたので、議会の承認を求めるものであります。

議案第57号の条例制定は、索道事業の指定管理者制度移行に伴い、白樺高原観光センターを事業者の事務所とし、観光課の事務所を新たに出張所として、女神湖体育館内に設置するために条例を制定するものであります。

議案第58号の条例制定は、立科町下水道事業が公営企業会計に移行することに伴い、条例を制定するものであります。

議案第59号の条例改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が交付されたことに伴い、関係する国民健康保険税条例の改正をするものであります。

議案第60号の条例改正は、指定居宅介護支援等の企業の人員及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が交付されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

議案第61号の条例改正は、立科町下水道事業の公営事業会計移行に伴い、水道事業と合わせた設置条例とするための改正をするものであります。

議案第62号から64号の条例改正は、立科町索道事業を公営企業法の公費適用の事業へ移行することに伴うもの、併せて料金改定に関し、関係する条例について、それぞれ所要の改正をするものであります。

議案第65号 令和2年度立科町一般会計補正予算（第7号）につきましては、既定予算に歳入歳出それぞれ1,082万2,000円を追加し、総額を57億7,986万3,000円とするものです。主な内容は、歳入では、事業進捗及び前年度事業の確定に伴う補助金等の清算のほか、教育振興への寄附上納が主なものであります。

歳出では、新型コロナウイルス感染症対策として、自立式の体温測定器購入費のほか、今年度、各種事業における感染症の拡大防止に伴う見直しや中止等に係る補正のほか、事業進捗に伴い、所要の補正を行いました。

議案第66号 令和2年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第67号 令和2年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）及び議案第68号 令和2年度立科町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、前年度繰越金の確定によるもののほか、事務経費に係る一般会計繰入れに伴うものが主な内容であります。

議案第69号 令和2年度立科町水道事業会計補正予算（第3号）は、収益的支出へ岩下水源濁度計及び三方弁設備設計委託料の追加補正が主なものであります。

詳細につきましては、それぞれ関係課長から説明させますので、ご審議の上、議決いただきたくお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

#### ◎日程第4 議会諸報告

議長（森本信明君） 日程第4 議会諸報告を行います。

議長としての報告事項は印刷してお手元に配付をしました議長諸般の報告をもって報告とします。

次に、今井 清総務経済常任委員長、報告がありますか。

**7番（今井 清君）** 7番、今井 清です。総務経済常任委員会の活動報告を申し上げます。

11月13日、女神湖体育館に新たに開設された観光課の立科町役場出張所の視察並びに蓼科牧場大駐車場の公衆トイレ及び蓼科第2牧場公衆トイレの改修工事現場の視察を行いました。

以上でございます。

**議長（森本信明君）** 次に、森澤文王社会文教建設委員長報告がありますか。

**6番（森澤文王君）** 6番、森澤文王です。報告いたします。社会文教建設常任委員会は、11月10日、立科小学校、立科中学校の現地視察を行いました。内容は、エアコンの設置状況の確認、感染症対策の手洗い場の確認、また今後の課題等を現地で説明を受けました。

以上です。

**議長（森本信明君）** これで、議会諸報告を終わります。

#### ◎日程第5 承認第11号

**議長（森本信明君）** 日程第5 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。齊藤総務課長、登壇の上願います。

〈総務課長 齊藤 明美君 登壇〉

**総務課長（齊藤明美君）** 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。本日提出、立科町長。

承認を求めます内容は、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定であります。この条例は、今年度の地方公務員の給与等について、既に成立した人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定内容や、地域の民間従業員等の給与との均衡を考慮し、長野県人事委員会が勧告した内容に基づき改正を行うものであります。

改正の主な内容は、県人事委員会勧告により、一般職の職員、特別職の職員、一般職の任期付職員及び議会の議員に対して支給される賞与の年間支給月数を前年度より0.05月削減するものであります。

また、引下げ分は、期末手当に反映することとし、本条例の本則及び附則において、それぞれ影響する条例の一部改正を行いました。なお、会計年度任用職員につきましても、一般職の職員に準じる規定が設けられておりますので、同様に削減となります。

また、今回の勧告では、月例給の改定はありませんでした。今年度は、人事院勧告及び人事委員会勧告とも新型コロナウイルス感染症の影響により、民間給与の調査に時間を要したこと、また、12月賞与の支給基準日が12月1日であり、勧告から本条例の施行までの時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、令和2年11月18日に公布いたしましたので、これを議会に報告し、承認を求めます。

改正条例第1条及び第2条は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正であり、第1条では、今年度の12月に支給する期末手当の支給月数を、一般職は100分の125、特定幹部職員は100分の105、再任用職員は100分の67.5、再任用の特定幹部職員は100分の57.5と、それぞれ0.05月削減し、第2条では、令和3年度以降、削減後の年間支給月数を6月と12月に再調整をするものであります。

附則第1項は、施行期日を今年度分は公布の日からとし、来年度以降分については、令和3年4月1日からとそれぞれ定めるものであります。

第2項及び第3項は、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正で、条例第2条に規定する期末手当の支給月数を0.05月削減し、年間支給月数を3.3月とし、併せて本年度以降分の支給月数を調整するものであります。

第4項及び第5項は、立科町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正で、条例第7条に規定する期末手当の支給月数を0.05月削減し、年間支給月数を3.3月とし、併せて来年度以降分の支給月数を調整するものであります。

第6項及び第7項は、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正で、条例第5条に規定する期末手当の支給月数を0.05月削減し、年間支給月数を3.3月とし、合わせて来年度以降分の支給月数を調整するものであります。なお、この条例の施行により削減される総額は、常勤の特別職分で12万8,240円、議会の議員分で17万3,320円、その他一般職任期付会計年度任用職員を合わせて約230万円と試算をしております。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

**議長（森本信明君）** これから、承認第11号 専決処分の承認を求めることについて、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。8番、村田君。

**8番（村田桂子君）** 1点お伺いしたいんですけど、今説明していただいた、1項から7項までは、全て期末手当が5%カットということなんですけれども、5項目のところの第7条中が5%プラスになっているんですが、これはどういうことなのでしょうか。

**議長（森本信明君）** 齊藤総務課長。

**総務課長（齊藤明美君）** お答えいたしますが、5%ではなく0.05月と月数でお願いいたします。

今、5項目と附則の5項のご質問でございましたが、一般職の職員の第2条本則の第2条また附則の第2項、5項、7項ですか、これは翌年度分の月数でございまして、今議員おっしゃられたのは、上っているのではないかということだと思いますけれども、今年度の支給月数につきましては、12月で1年間分0.05月減額という勧告でございまして、そのように改正をしております。翌年度以降につきましては、支給回数が6月と12月、2回ございますので、その0.05月分を0.025月分ずつ再配分をしたところ、12月分につきましては、今年度0.05月減額をしておりますので、結果的には来年度の12月分は0.025月増加しているような、そのような調整をさせていただいているということでご理解いただければと思います。

以上です。

**議長（森本信明君）** ほかにありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、本件について採決をします。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第11号 専決処分の承認を求めることについて、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定については、承認されました。

#### ◎日程第6 議案第57号

**議長（森本信明君）** 日程第6 議案第57号 立科町役場出張所設置条例の制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。齊藤総務課長、登壇の上願います。

**総務課長（齊藤明美君）** 議案第57号 立科町役場出張所設置条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

立科町役場出張所設置条例を別紙のとおり制定する。本日提出、立科町長。

今回の条例制定は、索道事業の指定管理者が議会の議決を経て決定し、11月から白樺高原総合観光センターを事務所として業務が開始されたことに伴い、女神湖体育館内に出張所を設置し、今までどおりの住民サービスが提供できるよう条例を制定するものであります。

出張所の設置につきましては、地方自治法第155条第1項の規定により、名称、位置及び所管区域を定める必要があり、名称を立科町役場立科出張所とし、位置は立科

町大字芦田八ヶ野1001番地、所管区域を芦田八ヶ野と定めるものであります。附則として、施行期日を公布の日とし、11月1日からの適用とするものであります。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎日程第7 議案第58号

**議長（森本信明君）** 日程第7 議案第58号 立科町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することを定めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。篠原建設環境課長、登壇の上願います。

**建設環境課長（篠原英男君）** 議案第58号 立科町下水道事業に地方公営企業法の適用の全部を適用することを定める条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

立科町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することを定める条例を別紙のとおり決定する。本日提出、立科町長。

裏面をご覧ください。この条例の制定につきましては、立科町下水道事業に地方公営企業法の規定を適用するための条例の制定でございます。地方公営企業法第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の規定に基づき、公営下水道事業、生活排水共同処理施設事業、個別排水処理施設事業、特定環境保全公共下水道浄化管理センター事業に地方公営企業法の規定の全部を適用するものでございます。

附則において、施行期日を令和3年4月1日からとします。

以上、説明を申し上げますが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎日程第8 議案第59号

**議長（森本信明君）** 日程第8 議案第59号 立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。齊藤総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 齊藤 明美君 登壇〉

**総務課長（齊藤明美君）** 議案第59号 立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。本日、提出。立科町長。

今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する制令が令和2年9月4日に公布され、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しにおいて、給与所得控除や公的年金控除から基礎控除へ10万円の振替等を行うことにより、国民健康保険税の負担水準に関しての影響や不利益が生じないよう、被保険者に係る所得等について所要の見直

しを行うため、国民健康保険税条例の改正を行うものであります。

第23条は、国民健康保険税の減額に係る規定であります。第1号は7割軽減について、第2号は5割軽減について、第3号は2割軽減について、それぞれ減額の対象となる所得の基準について、軽減判定所得の算定において、基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た額を加えるものであります。

附則第2項については、条例第23条に規定する7割軽減の判定について、公的年金等に係る所得に係る課税の特例として、読替規定を設けるものであります。

附則として、施行期日を令和3年1月1日とし、適用区分として令和2年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものとします。

なお、この改正により、今年度4月1日を基準として試算をした場合、7割、5割、2割軽減の対象世帯は、合計で24世帯の増加となったところでございます。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

#### ◎日程第9 議案第60号

**議長（森本信明君）** 日程第9 議案第60号 立科町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。荻原町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長 荻原 義行君 登壇〉

**町民課長（荻原義行君）** 議案第60号 立科町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

裏面をご覧ください。

これは、平成30年度に改正された介護保険法により、居宅介護支援事業所の管理者は主任介護支援専門員でなければならないとされたところ、その適用が猶予された措置に係るものです。

今般、省令の公布により、令和2年度末現在で、管理者が主任介護支援専門員でない場合、その者が引き続き管理者を続ける場合は、令和8年度末まで猶予期間を延長するものです。

なお、立科町内では、現時点でこの猶予に該当する事業所はございません。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第10 議案第61号

議長（森本信明君） 日程第10 議案第61号 立科町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。篠原建設環境課長、登壇の上、願います。

〈建設環境課長 篠原 英男君 登壇〉

建設環境課長（篠原英男君） 議案第61号 立科町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

立科町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。本日、提出。立科町長。

1 ページをご覧ください。

今回の一部改正につきましては、立科町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、関係条例の整備が必要になったことによるものでございます。

立科町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例では、現在の条例に下水道事業を追加するものでございます。

題名を、「立科町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」とします。

第1条及び第2条では、公共下水道事業、生活排水共同処理施設事業、個別排水処理施設事業及び特定環境保全公共下水道浄化管理センター事業の設置と、排水区域等を定めております。

第3条では、水道事業の管理者をおかないものとしておりましたので、下水道事業においても同じ取扱いとします。また、管理者はおきませんが、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長に対して、管理者の略称を使用します。

第2条、第5条から第8条までの「水道事業」を「上下水道事業」とします。

次に3ページをご覧ください。

附則の第1項として、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

第2項からは、関係する条例の廃止及び一部改正を行うものでございます。

第2項として、立科町下水道事業特別会計条例と立科町白樺湖特定環境保全公共下水道事業特別会計条例を、下水道事業が公営企業会計となりますので廃止します。

第3項として、立科町課等設置条例の下水道事業に関する項目は、立科町上下水道事業事務管理規程で定めますので削除します。

第4項として、立科町地下水保全条例の第6条第2号中の「立科町水道事業の設置等に関する条例」を、「立科町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に改めます。

第5項として、立科町生活排水共同処理施設条例の設置の部分は、立科町水道事業

及び下水道事業の設置等に関する条例で定めるので削除し、「町長」及び「規則」を、「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に改めます。

4 ページをご覧ください。

第6項として、立科町生活排水共同処理施設事業費分担金徴収条例の「町長」を、「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に改めます。

第7項として、立科町個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例の設置の部分は、立科町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例で定めるので削除し、「町長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に改めます。

第8項として、立科町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の「規則で」を「町長（立科町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第1条第2項の下水道事業に関する事項については、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長。以下同じ。）が」に改めます。

第9項として、立科町下水道条例の名称及び処理区分は、立科町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例で定めるので削除し、「町長」及び「規則で」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に、第25条中「規則」は、「企業管理規程」に改めます。

5 ページをご覧ください。

第10項及び第11項として、立科町特定環境保全公共下水道事業費分担金徴収条例及び立科町白樺湖特定環境保全公共下水道事業分担金徴収条例の「町長」を、「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に改めます。

6 ページをご覧ください。

第12項として、立科町特定環境保全公共下水道浄化管理センター設置条例の設置と名称及び位置は、立科町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例で定めるので、題名を、「立科町特定環境保全公共下水道浄化管理センターの管理及び運営に関する条例」に、趣旨として、第1条を「この条例は、終末処理場として設置する立科町特定環境保全公共下水道浄化管理センター（以下「センター」という。）の管理及び運営について定めるものとする」に、「町長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に改めます。

13項として、立科町水道施設事業費の分担金の賦課徴収に関する条例の「町長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に改めます。

第14項として、立科町給水条例の「立科町水道事業の設置等に関する条例」を「立

科町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に、「町長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に改めます。

7ページをご覧ください。

第15項として、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の第4条中「管理者」を、「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に改めます。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

**議長（森本信明君）** ここで、議場換気のため、暫時休憩とします。再開は11時15分からです。休憩に入ります。

（午前10時59分 休憩）

（午前11時15分 再開）

**議長（森本信明君）** 休憩前に戻り、議事を再開します。

◎日程第11 議案第62号～日程第13 議案第64号

**議長（森本信明君）** 日程第11 議案第62号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第13 議案第64号 立科町御泉水自然園条例の一部を改正する条例制定についてまでの3案を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。今井観光課長、登壇の上、願います。

〈観光課長 今井 一行君 登壇〉

**観光課長（今井一行君）** 議案第62号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町索道事業条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。本日提出でございます。

おめくりをいただきたいと思います。

当町の索道事業は、会計処理を地方公営企業法及び同法施行令の規定により、条例を設けることにより、同法の一部、財務規定等になりますが、一部の適用を受ける法適用企業としてきたところであります。

指定管理者制度に移行したことに伴い、今後は地方公営企業法の適用を受けない事業とするための改正及び令和3年度以降の夏山営業に関する料金改定を行うための条例改正でございます。

なお、改正後は、一般会計などと同様に、地方自治法に基づく会計処理を行ってまいります。

それでは、改正のところでございますが、第3条、第5条、第11条の削除と、第12条の改定につきましては、地方公営企業法の適用に関する規定を削除するものであります。

第4条については、平成23年度以降休止をしております、部品の転用などもしておりますので、運行不能となっております「蓼科牧場第3ペアリフト」を削除するものであります。

第7条は、電子決済サービスや電子クーポンでの料金収受をできるようにするもの、第8条は、払い戻しをしなければならない場合の規定を整理するもの、別表の改正につきましては、夏山営業に関する料金の上限を定める改正をお願いするものであります。

(1)の夏山運賃でございますが、片道1人1,000円、往復1人2,000円に改定、犬を想定しておりますけれども、おおむね60キロ未満の愛玩動物1匹として片道300円、往復600円及び1日券4,000円を新設するものであります。大人、子供、また団体料金などの区別の料金は、これらを上限として、来春の営業開始までに町の承認を前提として指定管理者が定めるようになります。

(3)の荷物運賃として、一律1個200円といたします。

(5)の払戻手数料中の改正につきましては、第8条の改正に伴うものであります。

別表の備考の改定については、料金表から削った区分等を削除し、別表1(5)の改正については、身体障害者割引を2分の1と定め、団体には適用しないとしていたものを、介護人等については全額免除など、適用範囲を広げることとするための改正であります。

附則として、交付の日から施行するものといたします。

よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第63号 立科町索道事業特別会計条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町索道事業特別会計条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

裏面をお願いいたします。

索道事業について、地方公営企業法の適用を受けない事業とすることから、会計処理についても普通会計の官庁会計方式に移行いたします。

第2条中の企業会計的な表記を改め、国県補助事業等も実施できるように、歳入に国県補助金を加えるものであります。

附則として、令和3年4月1日より施行するものといたします。

よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第64号 立科町御泉水自然園条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町御泉水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。本日提出でござ

います。

裏面をお願いいたします。

第2条の改正については、御泉水自然園の設置場所についての地番表記の整合を図るための改正です。「〇〇の1」等の表記を「何何番地の1」というような形で統一を図りたいと思います。

第4条の2の追加については、現在、無料としている駐車料金について、駐車場使用料を徴収できるようにし、その金額は、別表第3として1台1日当たり1,500円として定め、指定管理者が管理を行う場合には、町長の承諾を得た上で1,500円を上限として指定管理者に収受させるものであります。

別表第1の改正は、入園料を1人600円、ただし、小学生未満は改正前と変わらず無料であります。

別表第2の改正は、オリエンテーリングコースの参加料を1人600円、これも小学生未満は無料とするものであります。

いずれも、大人、子供、また団体料金などの区別の料金は、これらを上限として、来春の営業開始までに町の承諾を前提として指定管理者が定めるものであります。

駐車料金についても、来年の営業開始から、即、駐車料金を徴収するということではなく、料金を徴収する場合には条例で定める必要がありますので、まず、徴収できることと、その料金の上限を定めたものであります。

附則として、令和3年4月1日より施行いたします。

よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

#### ◎日程第14 議案第65号

**議長（森本信明君）** 日程第14 議案第65号 令和2年度立科町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。齊藤総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 齊藤 明美君 登壇〉

**総務課長（齊藤明美君）** 議案第65号 令和2年度立科町一般会計補正予算（第7号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。

令和2年度立科町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,082万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ57億7,986万3,000円とするものでございます。本日提出、立科町長。

2ページからは、第1表、歳入歳出予算補正の歳入と歳出です。

5ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入と6ページは歳出の総括になります。

7ページをお願いします。歳入について、主な補正内容を説明いたします。

13款分担金及び負担金1項負担金1目民生費負担金は、年度途中で新たに受け入れた保育所広域入所者3名分の負担金です。

15款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金は、子ども・子育て支援交付金で、利用者支援事業に係る職員配置に対しての交付金149万9,000円、16款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金は、地域発元気づくり支援金事業で、コロナ禍に伴い、学生による地域課題解決事業「タテシナソン」を見直したことにより、72万5,000円の減額及び県単地域支えあいプラスワン消費促進事業補助金の交付決定により、404万7,000円の増額補正であります。

2目民生費県補助金の149万9,000円は、子ども・子育て支援交付金を民生費国庫補助金と同額を県費分として計上いたしました。

8ページ、4目農林水産業費県補助金は、多面的機能支払交付金の額確定に伴うもの、18款寄附金は、3目教育費寄附金で、町内企業1社より教育振興目的での寄附を受けたものであります。

21款諸収入は、総務費雑入では基幹系の電算システム共同化に係る負担金の返還金であります。今回は、令和元年度の消費税の引上げに係る差額の精算分のみであり、今後において第1期分の精算が予定されております。

農林水産業費雑入は、令和元年度分の多面的機能支払交付金に係る返還金であります。

9ページからは、歳出になります。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費では、一般管理経費で新型コロナウイルス感染症対策として、自立式の非接触型体温測定器2台分の購入費のほか、電算管理経費で、故障により事務用プリンター2台の更新経費を計上いたしました。また、特別職給与では、今年度の条例改正により、7月から12月分の特別職の給料を減額計上いたしました。

3目財産管理費では、庁舎管理経費で庁舎に設置しましたエレベーターの保守点検料を無償期間後の2か月分の計上でございます。

5目企画費は、企画一般経費及びまちづくり事業経費の補助金は、今年度活動自粛により、蓼科すずらん会、中山道ウォーキングに対する補助金をそれぞれ減額するものであります。また、地域・大学連携推進事業経費の委託料は、感染症対策として、学生による地域課題解決事業「タテシナソン」の事業内容を見直し、90万5,000円を減額するものであります。

10ページをお願いします。

9目ふるさと寄附金事業費は、受領証明書発行についてオンラインサービスが延期になったことに伴い、郵送により対応するための郵送料を15万1,000円増額するもの

であります。

5 項統計調査費では、今年度実施をしております国勢調査の進捗に伴い、必要となる事業経費について、目内において調整をするものでございます。

7 項コミュニティ費では、一般管理費に計上と同様に、新型コロナウイルス感染症対策として、温泉館に自立式の非接触型体温測定器 1 台を設置し、お客様が安心してご利用できる対策を講じるものでございます。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費の国民健康保険特別会計繰出金 26 万 6,000 円は、基幹系電算システム共同化事業の第 2 期運用開始に伴う、1 月から 3 月分の共同利用負担金であります。

12 ページをお願いします。

2 項児童福祉費は、財源内訳の補正となります。

3 項高齢者福祉費 1 目高齢者福祉総務費、高齢者福祉一般経費の扶助費は、北佐久郡老人福祉施設組合「佐久良荘」の施設利用に係る事務費、事務費支弁基準額が今年度改正されたことに伴う増額補正であります。

後期高齢者医療経費の後期高齢者医療広域連合の負担金 292 万 3,000 円は、令和元年度分の療養給付費負担金額確定による増額補正です。

13 ページ、後期高齢者医療特別会計繰出金は、基幹系電算システム共同化事業に係る共同利用負担金分であり、介護保険経費における介護保険特別会計繰出金は、共同化共同利用負担金のほか、令和 2 年度介護報酬改定に伴うシステム改修経費をそれぞれ特別会計へ繰り出すものであります。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 2 目予防費では、感染症の影響により健診等変更通知の追加に伴う郵送料の増額補正のほか、令和元年度事業に係る国庫負担金の精算還付金の補正であります。

14 ページ、お願いします。

5 款農林水産業費 1 項農業費 8 目多面的機能支払費は、今年度事業の協定変更等による交付金の減額補正であり、還付金は、令和元年度事業に係る国県への精算金として 40 万 7,000 円を計上いたしました。

2 項林業費 2 目林業振興費の負担金は、佐久森林林業振興会への会費が災害復旧事業実施に伴い増額となったものでございます。

6 款商工費 1 項 2 目商工振興費の負担金は、県・市町村連携新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の支給額確定により、320 万円を減額するものでございます。

2 項観光費 1 目観光総務費では、当初、雇用を計画していた会計年度任用職員について、雇用の実績及び今後において計画しないため、皆減とするものでございます。

16 ページをお願いします。

7 款土木費 2 項道路橋梁費 1 目道路維持費では、道路補修用の原材料を今後の実績を見込み増額補正するものでございます。

8款消防費1項3目消防施設費では、消火栓1か所の移設に伴う設置負担金を56万5,000円、4目防災費では、昨年度末に自主防災組織を設置した地区の事業申請により、自主防災組織整備事業補助金6万3,000円の増額補正であります。

9款教育費1項教育総務費2目事務局費では、ALT用の車両修繕料の計上のほか、開催中止となった事業に係る講師謝礼の減額、また、特別職の減額条例に伴う教育長給料の減額補正でございます。

歳入歳出の差額1,031万3,000円は予備費で調整をいたしました。

18ページ以降は、給与費明細書になりますので、ご確認願います。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただけますようお願い申し上げます。

◎日程第15 議案第66号～日程第17 議案第68号

**議長（森本信明君）** 日程第15 議案第66号 令和2年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてから、日程第17 議案第68号 令和2年度立科町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてまでの3案を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。荻原町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長 荻原 義行君 登壇〉

**町民課長（荻原義行君）** 議案第66号 令和2年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。

補正予算書1ページをご覧ください。

令和2年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,748万3,000円とする。本日提出、立科町長でございます。

4ページをご覧ください。

5款1項1目一般会計繰入金は、電算共同化システム負担金の増額です。

5款2項1目基金繰入金は、調整による減額です。

6款繰越金は、前年度繰越金確定による増額です。

8款2項6目災害臨時特例補助金は、新型コロナウイルス感染症対応分として、国保税減免5件分の補助金です。

5ページから歳出となります。

1款1項総務管理費は、電算共同化システム事業者決定に伴う第4四半期分の負担金の増額です。

1款2項徴税费は、財源内訳の変更です。

6款1項5目保険給付費等交付金償還金は、令和元年度分の実績によります県への返還金です。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第67号 令和2年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算書1ページをご覧ください。

令和2年度立科町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,201万3,000円とする。本日提出、立科町長でございます。

4ページをご覧ください。

3款1項一般会計繰入金は、負担金や消耗品の事務費の増額です。

4款繰越金は、前年度繰越金確定による増額です。

5ページから歳出となります。

1款1項総務管理費は、電算共同化システム事業者決定に伴う第4四半期分の負担金の増額です。

1款2項徴収費は、督促状の在庫補充による消耗品の増額です。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度賦課、当年度納付された保険料を納付するための会計処理に伴う増額です。

6ページ予備費は、調整によるものです。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第68号 令和2年度立科町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算書1ページをご覧ください。

令和2年度立科町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ280万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,191万2,000円とする。本日提出、立科町長です。

4ページをご覧ください。

4款2項6目事務費交付金は、システム改修に伴う国庫補助金です。

次の7目災害等臨時特例補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免相当5件分の補助金です。

次の8目介護保険保険者努力支援交付金は、これまでも同様のものがございましたが、科目としては本年度新設されたもので、交付金の内示に伴う補正です。

8款1項一般会計繰入金は、介護保険報酬改定等のためのシステム改修に伴う増額です。

5ページをご覧ください。歳出になります。

1款1項総務管理費では、介護保険報酬改定等に伴うシステム改修委託料の増額及び電算共同化システム事業者決定に伴う第4四半期分の負担金増額です。

1款4項地域包括支援センター費も同様に、電算共同化システム事業者決定に伴う第4四半期分の負担金増額です。

2款保険給付費から6ページ3款地域事業費、7ページ5款諸支出金まで、これら全て財源内訳の変更です。

6款予備費は、調整による減額です。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第18 議案第69号

**議長（森本信明君）** 日程第18 議案第69号 令和2年度立科町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。篠原建設環境課長、登壇の上、願います。

〈建設環境課長 篠原 英男君 登壇〉

**建設環境課長（篠原英男君）** 議案第69号 令和2年度立科町水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。

収益的収入及び支出、第2条、令和2年度立科町水道事業会計予算（第3条）に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するものでございます。

収入では、第41款水道事業収益第1項営業収益について56万4,000円増額し、2億5,071万5,000円といたします。

支出では、第51款水道事業費用第1項営業費用について353万1,000円増額し、2億6,027万4,000円とし、第4項予備費を296万7,000円減額し、976万円といたします。

本日提出、立科町長。

2ページをご覧ください。

収益的収入ですが、第41款水道事業収益1項営業収益2目受託工事収益では、中原消火栓移設工事による56万4,000円の増額でございます。

収益的支出ですが、第51款水道事業費用1項営業費用について、2目配水及び給水

費では、岩下水源濁度計及び三方弁設備設計委託による250万8,000円の増額、3目受託工事費では、中原消火栓移設工事による54万9,000円の増額、4目総係費では、口座振替データ伝送化及び電算システム共同化負担金による47万4,000円の増額、4項予備費について296万7,000円の減額でございます。

3ページ以降は、ご確認ください。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上、議決いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### ◎日程第19 請願第2号

**議長（森本信明君）** 日程第19 請願第2号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書の提出を求める請願を議題とします。

本請願の趣旨説明を願います。紹介議員、11番、榎本真弓君、登壇の上、説明願います。

〈11番 榎本 真弓君 登壇〉

**11番（榎本真弓君）** ただいまより、不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書の提出を求める請願について、紹介議員として趣旨説明をいたします。

日本産科婦人科学会のまとめによると、2018年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子どもは5万6,979人となり、これは16人に1人が体外受精で生まれたこととなります。昨年に続いて、過去最高を更新したことが分かっています。

また、晩婚化などで妊娠を考える年齢が上がり、不妊に悩む人々が増えていることから、治療件数も45万4,893件と、こちらも過去最高となっています。

NPO法人「F i n e」が実施した2018年の調査では、治療費の総額は100万円から200万円未満という回答が最も多く、300万円以上払っている人も増加傾向です。また、若い世代ほど経済的な理由で治療を断念していることが明らかになっています。

国においては、2004年度から年1回10万円を限度に助成を行う特定不妊治療助成事業が創設をされ、その後も助成額や所得制限など段階的に拡充してきています。

また、不妊治療への保険適用もなされてきましたが、その範囲は不妊の原因調査など一部に限られており、保険適用外の体外受精や顕微授精は、1回当たり数十万円の費用がかかり、何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人々にとっては過重な経済負担になっています。

厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を10月から始めていますが、保険適用の拡大及び所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は、早急に解決しなければならない喫緊の課題です。

新聞報道によると、厚生労働省は11月26日に費用助成制度の見直し案として、与党との最終協議に入ると掲載されていました。これは大きな前進ではありますが、入り口

に立ったばかりです。このほかの男性に対する治療、相談体制の充実、不育症の保険適用など、協議するものは山積しています。

以上のことから、不妊治療を行う人々が、今後も安心して治療に取り組むことができるように、実現へ向けた追い風となるよう意見書の提出をお願いいたします。

以上。

◎日程第20 陳情第7号

**議長（森本信明君）** 日程第20 陳情第7号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書は、11月17日までに受付をいたしました。

請願及び陳情については上程をいたしました。ご意見をお持ちの方は、質疑の際にお願いいたします。

また、審査については、質疑終了後、所管の委員会に付託する予定であります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会とします。ご苦労さまでした。

なお、この後、午後1時30分より、議会だより編集委員会を第1委員会室で開催しますので、委員は参集を願います。

散会とします。ご苦労さまでした。

（午前11時49分 散会）